

# 多摩市廃棄物処理手数料収納事務委託受託者の手引き

平成28年1月作成

令和6年3月改訂

多摩市



## 目 次

1. 多摩市廃棄物有料指定袋（多摩市指定ごみ袋）の取扱いについて……………	1
2. 廃棄物処理手数料の収納等の委託契約について……………	1
3. 取扱い品目について……………	4
4. 取扱店の標識等の掲示について……………	5
5. 取扱店の主な業務内容……………	5
(1) 家庭系有料指定袋等の発注及び在庫管理……………	5
(2) 納品……………	6
(3) 廃棄物処理手数料の収納及び指定袋・処理券の販売（交付）……………	6
(4) 廃棄物処理手数料の納付及び委託料の支払い……………	8
6. インボイス制度における有料指定袋等の取扱いについて……………	9
7. 取扱いにあたっての注意事項……………	10
8. 手数料の払い戻し（還付）、交換について……………	10
9. 業務委託内容の変更及び契約の解除について……………	11
10. 問い合わせ先……………	11



**この手引きは、家庭系廃棄物有料指定袋、事業系一般  
廃棄物有料指定袋、粗大ごみ処理券及びし尿処理券の  
取扱店としてご協力いただくために必要な手続きや  
業務手順を解説したものです。**

## 1. 多摩市廃棄物有料指定袋（多摩市指定ごみ袋）の取扱いについて

平成20年4月から多摩市指定有料指定袋によるごみの収集がスタートしました。市民や事業者の方がスムーズにごみを排出することができるよう、一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック、粗大ごみ、し尿及び小規模事業者から排出される事業系ごみを処理するのに必要な指定袋等の販売業務を委託するものです。

委託を受けた取扱店の業務は、有料指定袋等の販売の形式をとりますが、実際には次のような収納事務委託となります。

- ①取扱店舗における有料指定袋等の保管及び在庫管理。
- ②市民や事業者が支払うごみ処理手数料を市に代わって徴収する。
- ③ごみ処理手数料と引き換えに有料指定袋や処理券を交付する。
- ④ごみ処理手数料を多摩市公金取扱金融機関へ納付する。

以上のような委託内容について業務委託契約を締結することで、ごみ袋等を取り扱っていただけます。

## 2. 廃棄物処理手数料の収納等の委託契約について

この契約は「多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年3月31日条例第3号）」により定められた廃棄物処理手数料の収入事務等について、地方自治法施行令第158条に基づき、多摩市と取扱店との間に締結するものです。契約の手続きの流れは以下のようになります。

(1)多摩市廃棄物処理手数料収納事務取扱申込書（資料1）により申込みください。

(2)契約手続きに必要な書類等を確認後、契約締結を行います。

契約の手続きに際し、次の書類を提出していただくことになります。

【ごみ袋の取扱いの申請時に必要な書類】

多摩市廃棄物処理手数料収納事務取扱申込書 (資料1 第1号様式)	※取扱店舗ごとに提出をお願いします。 販売開始の2か月前までを目途に提出ください。
-------------------------------------	----------------------------------------------

【契約締結時に必要な書類】

個人の場合	◎納税証明書(市民税) 納税証明書の提出が困難な場合は、 ○住民票及び印鑑証明
法人の場合	◎納税証明書(法人市民税) 納税証明書の提出が困難な場合は、 ○全部事項証明書   もしくは   ○定款及び印鑑証明

【契約締結後に必要な書類】

多摩市廃棄物処理手数料収納事務取扱店設置届 (資料2 第2号様式)	※設置届は店舗毎の提出となります。
代理人届 (資料3 第3号様式)	※必要な方だけの提出となります。 ※スーパー、コンビニエンスストア等において法人格で契約した場合で店長等が実際の事務を取り扱う場合に必要となります。 ※代理人届を行う場合には、使用印鑑届を再度提出する必要はありません。
使用印鑑届 (資料4 第4号様式)	

【契約後に変更がある場合に必要な書類】

代表者等変更届 (資料5 第5号様式)	組織・商号又は名称・代表者・代理人・所在地・印鑑・電話番号等の届出内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。
------------------------	-------------------------------------------------------------

**【契約を解除する場合に必要な書類】**

契約解除の申し出 (資料6 第6号様式)	契約解除の申し出は、解除予定日の90日前までに届出をしてください。
-------------------------	-----------------------------------

**【多摩市エコショップ制度認定に伴う業務委託料率の変更申請に必要な書類】**

多摩市エコショップ制度認定通知の写し	提出があった翌月分の業務委託料から多摩市エコショップ制度に基づく新たな委託料率が反映されます。
--------------------	-------------------------------------------------

### 3. 取扱い品目について

取扱う廃棄物処理手数料は以下のとおりです。

種別		販売価格 (内税)	ばら売り(1枚) 価格(内税)
家庭系有料指定袋	燃やせるごみミニ袋(50)(1袋10枚)	70円	7円
	燃やせるごみ小袋(100)(1袋10枚)	150円	15円
	燃やせるごみ中袋(200)(1袋10枚)	300円	30円
	燃やせるごみ大袋(400)(1袋10枚)	600円	60円
	燃やせないごみミニ袋(50)(1袋10枚)	70円	7円
	燃やせないごみ小袋(100)(1袋10枚)	150円	15円
	燃やせないごみ中袋(200)(1袋10枚)	300円	30円
	燃やせないごみ大袋(400)(1袋10枚)	600円	60円
	プラスチック中袋(200)(1袋10枚)	100円	10円
	プラスチック大袋(400)(1袋10枚)	200円	20円
※事業系一般廃棄物 有料指定袋	燃やせるごみM袋(200)(1袋20枚)	2,800円	
	燃やせるごみL袋(400)(1袋10枚)	2,800円	
	燃やせないごみM袋(200)(1袋20枚)	2,800円	
	燃やせないごみL袋(400)(1袋10枚)	2,800円	
処理券 粗大ごみ	200円券	200円	
	400円券	400円	
し尿処理券	250円券	250円	
	500円券	500円	
	1000円券	1,000円	

※事業系一般廃棄物有料指定袋については、令和6年4月より燃やせるごみと燃やせないごみを兼用化した仕様に変更いたします。詳しくはP7をご確認ください。

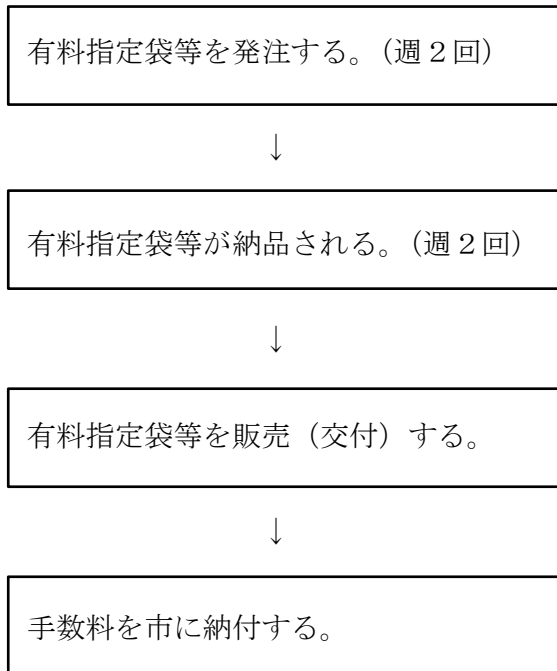


#### 4. 取扱店の標識等の掲示について

市との委託契約締結後、取扱店表示ステッカー（資料7）やのぼり旗を配布しますので、店舗の入口等の見やすい場所に掲示し、取扱店であることを市民の方に周知してください。

#### 5. 取扱店の主な業務内容

大まかな業務の流れは以下のようになります。



##### (1)家庭系有料指定袋等の発注及び在庫管理

以下の手順でごみ袋等の発注を行ってください。なお、市民や事業者の方が適正にごみを排出することができるよう、取扱店には常に取扱い品目のごみ袋等が揃っている必要がありますので、欠品がないよう在庫管理にご協力をお願いいたします。

##### ①発注方法

ごみ袋・処理券の発注先及び配送元は、製袋業者である大倉工業(株)東京支店です。FAXまたはインターネット・スマートフォンにて発注をお願いします。FAXによる発注の場合は、必ず取扱店ごとの指定の発注書（家庭系有料指定袋のみの取扱店舗は資料8、粗大ごみ処理券等も取扱う店舗は資料9）を使用してください。発注用紙が不足する場合は、大倉工業(株)へご連絡していただければお届けします。

※発注用紙のコピーは、誤配送の原因となりうるため、ご遠慮ください。

## ②発注先

大倉工業(株)東京支店 環境製品課

FAX 186-0120-998-530

インターネット発注 <https://edi.okr-ind.co.jp/TrashBagOrder/Login.aspx>

スマホ発注 [https://ec.okr-ind.co.jp/TrashBagOrder/page/myLogin\\_mobile.jsp](https://ec.okr-ind.co.jp/TrashBagOrder/page/myLogin_mobile.jsp)

スマホ発注QRコード



※インターネット発注、スマホ発注の場合は、事前に登録申し込みが必要になります。ご希望の場合は下記にお問い合わせください。

TEL 03-6912-5091

(受付時間 平日 9:30~12:00、13:00~17:00)

※ごみ袋製造業者の変更等に伴い発注先が変更される場合は、別途ご連絡いたします。

## ③発注単位

種 類	配送単位
家庭系廃棄物有料指定袋	25袋/箱
事業系一般廃棄物有料指定袋	5袋/セット
粗大ごみ処理券	50枚/セット
し尿処理券	5枚/セット

## ④店舗への配送日

月曜日正午12:00まで発注分⇒翌日火曜日に店舗配送

木曜日正午12:00まで発注分⇒翌日金曜日に店舗配送

※土日、祝日の配送はありませんのでご注意ください。祝日、連休の関係で一部配送が変則的になる部分もありますので、詳細は大倉工業(株)から届く発注・配送カレンダーを参考にゆとりをもって発注をお願いします。

## (2)納品

納品を受ける際は、指定袋や処理券の数量及び種別を確認のうえ、納品書に受領印もしくはサインをして、納品書(取扱店控)は保管してください。

※受領印もしくはサインをいただいた後、原則返品・交換はできかねますので、必ず、数量、種別をご確認の上、納品をお受け願います。

## (3)廃棄物処理手数料の収納及び指定袋・処理券の販売(交付)

### ①手数料納付者(=市民、事業者)への販売(交付)

納付された廃棄物処理手数料の金額に応じ、指定袋や処理券を販売(交付)してください。

家庭系廃棄物有料指定袋には、10枚入りの外袋(1セット)及び中身の袋1枚ごとに、事業系一般廃棄物有料指定袋にはセットの外袋に、また粗大ごみ処理券には1枚ごとにバーコード(JANコード)(資料10)が印刷されています。会計の際にバーコードの対応ができる取扱店におかれましては、読み取り設定を行ってください。

### 【家庭系廃棄物有料指定袋】

原則としてセット単位（10枚／セット）の販売となりますが、家庭系有料指定袋については1枚単位での販売（ばら売り）も可能です。

ばら売りを実施していただける場合、市のHP等にてばら売り実施店舗として掲載させていただきますのでご連絡をお願いします。

### 【事業系一般廃棄物有料指定袋】

事業系のごみ袋については必ずセット単位での販売をお願いします。また、販売の際は手数料納付者（事業者）に事業系一般廃棄物処理依頼書（資料11）を記入していただき、3枚目の納付者交付用を領収書として渡してください。1枚目の多摩市提出用は、2ヶ月に一回程度、市に送付してください。

### ※令和6年3月末までに事業系一般廃棄物有料指定袋の取扱店契約をされた店舗対象

令和6年4月より燃やせるごみと燃やせないごみを兼用化した仕様に変更いたします。

令和6年3月末まで納品されます。販売は令和7年9月末まで可能です。原則、在庫がなくなるまで販売のご協力をお願いします。

令和6年4月以降納品分より変更します。納品次第販売可能です。

商品番号41  
事業系有料指定袋燃やせるごみ用M（200）オレンジ色  
商品番号51  
事業系有料指定袋燃やせないごみ用M（200）青色

商品番号45  
事業系有料指定袋  
燃やせるごみ・燃やせるごみ兼用  
M（200）紫色

商品番号42  
事業系有料指定袋燃やせるごみ用L（400）オレンジ色  
商品番号52  
事業系有料指定袋燃やせないごみ用L（400）青色

商品番号46  
事業系有料指定袋  
燃やせるごみ・燃やせないごみ兼用  
L（400）紫色

### 【粗大ごみ処理券】

200円券と400円券の2種類となりますので、納付された金額に応じて組み合わせて販売してください。

なお、粗大ごみは事前に申し込み制になっており、受付はインターネットまたは専用ダイヤルにて承っています。粗大ごみ処理料金等に関する問い合わせがあった場合は、多摩市HPをご確認いただくか、粗大ごみ専用ダイヤル（042-375-9713）に問い合わせしていただくようご案内をお願いします。

## 【し尿処理券】

250円券、500円券、1000円券の3種類となりますので、納付された金額に応じて組み合わせて販売してください。

### ②領収書の発行

家庭系廃棄物有料指定袋、粗大ごみ処理券及びし尿処理券を販売した際には、領収書を発行してください。（※事業系一般廃棄物有料指定袋の場合は、事業系一般廃棄物処理依頼書による。）領収書の発行はレジスター等によるレシート等により行ってください。市民や事業者の方から特に申し出があった場合は、現在店舗で使用している領収書等を発行してください。

#### ※領収印について

経営形態が法人格またはコンビニエンスストア等については、領収印使用届（資料12 第7号様式）を提出していただくことにより、通常個々に使用されている店舗の領収印を使用することができます。届出をしてある領収印を変更する場合は、領収印変更届（資料13 第8号様式）の提出が必要となります。

## (4)廃棄物処理手数料の納付及び委託料の支払い

### ①廃棄物処理手数料の納付

製袋業者から納品された月ごとの有料指定袋・処理券のごみ処理手数料を市に納付していただきます。納品のあった月の翌月上旬ごろまでに、前月分のごみ処理手数料の納付書（資料14）を送付いたしますので、納付書に記載されている多摩市公金取扱金融機関に指定期限（請求のあった日から20日以内）までに納付をお願いいたします。

指定期限を過ぎて2ヶ月納付が確認できない場合、発注の停止や契約解除の対象となりますのでご注意ください。

### ②業務委託料の支払い

納付していただく廃棄物処理手数料の6%にあたる金額に消費税を加算した額が業務委託料となります。廃棄物処理手数料を、委託料の金額を差し引いて納めていただくことで、業務委託料をお支払いいたします。

なお、多摩市エコショップ制度認定店舗における業務委託料率については次頁を参照してください。

### 【納付額及び業務委託料の例】

例) 取扱店 A が 10 月中に家庭系有料指定袋の燃やせるごみ 40ℓ を 1 箱、プラスチック 2 箱を発注し、納品された場合、11 月上旬ごろに市から A 店に以下のような納付書が送られてきます。

- ・納品した数量に応じた廃棄物処理手数料  
燃やせるごみ 40ℓ 1 箱 (15,000 円) + プラスチック 20ℓ 2 箱 (5,000 円) = 20,000 円
- ・業務委託料  
20,000 円 × 6% × 1.10 (消費税) = 1,320 円
- ・市から発行する納付書の納付額  
20,000 円 - 1,320 円 = **18,680 円**

この納付額を納期限までに納めていただくことになります。

### ～多摩市エコショップ認定店舗における業務委託料率～

通常の業務委託料率は 6% となりますが、多摩市エコショップ認定制度によるエコショップ認定を受けた店舗については認定のランクに応じて委託料率 (8%、10%、12%) が変わります。

多摩市 HP : 多摩市エコショップについて

<https://www.city.tama.lg.jp/kurashi/kankyo/hozen/1010569/1010641.html>



多摩市 HP

## 6. インボイス制度における有料指定袋等の取扱いについて

### (1) 適格請求書発行事業者としての多摩市の情報

登録番号 : T 3 0 0 0 0 2 0 1 3 2 2 4 1

氏名又は名称 : 多摩市

登録年月日 : 令和 5 年 1 0 月 1 日

所在地 : 東京都多摩市関戸 6 丁目 1 2 - 1

### (2) 消費税

家庭系・事業系有料指定袋及び粗大ごみ・し尿処理券についてはすべて課税 (内税) 扱いとなります。

### (3) インボイス対応について

家庭系・事業系有料指定袋及び粗大ごみ・し尿処理券のすべてについて「納入通知書兼領収書」をインボイス対応しております。納入通知書兼領収書と納品書一覧、納品書番号一覧に記載された当該月の納品書は、あわせてインボイスとなりますので保存をお願いいたします。(資料 1 4)

- ① 取扱店において、家庭系有料指定袋、粗大ごみ処理券、し尿処理券は、購入者が市民となるため、インボイスの交付は必要ありません。
- ② 事業系有料指定袋は、購入者が事業者となるため、インボイスの発行が求められる場合があります。適格請求書発行事業者として登録している取扱店におかれましては、インボイス制度に則り、適

切にインボイスを作成・交付していただきますようお願いいたします。「事業系一般廃棄物等処理手数料領収書」には、適用税率、消費税額、登録番号を記載する欄を設ける予定ですのでこちらを利用いただくことも可能です。その際、登録番号は多摩市の番号ではなく取扱店の番号を記載ください。取扱店にてインボイスを作成するに当たっては、国税庁資料「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の手引き」等をご参照いただき、国の定める消費税の計算方法に従って消費税額を算出してください。なお、適格請求書発行事業者として登録していない取扱店につきましては、インボイスを交付することはできません。市で代理交付は原則行いませんのでご了承ください。

参考（価格等）

種類	価格	税率
事業系可燃・不燃 M（200）20枚入り	2,800円（税込）	10%
事業系可燃・不燃 L（400）10枚入り	2,800円（税込）	10%

参考（税額）

（例）事業系可燃 L 5セット購入した場合 $2800 \times 5 \times 10 / 110 = 1272$ 円
-------------------------------------------------------------------

インボイス制度については、国税庁のインボイス制度問い合わせ窓口にお問い合わせください。

インボイスコールセンター（インボイス制度電話相談センター）

0120-205-553（受付時間 9：00～17：00 土日祝除く）

## 7. 取扱いにあたっての注意事項

- (1) 消費税率を上乗せしての収納（販売）はできません。他の商品と一緒に有料指定袋や処理券を販売する場合は特に注意してください。
- (2) 商品の売買ではなく、あくまでも廃棄物処理手数料の収納及び有料指定袋等の交付になりますので、掛け売り、割引、ポイント付与は行わないでください。
- (3) 指定袋・処理券の目的外使用は、契約解除の対象となりますので絶対に行わないでください。

## 8. 手数料の払い戻し（還付）、指定袋の交換について

### (1) 手数料の払い戻し（還付）

市民や事業者が有料指定袋等を購入した後に、転出や廃業等により有料指定袋等を使う必要がなくなった場合、所定の手続きにより購入の際に支払った代金（廃棄物処理手数料）が払い戻されます。

払い戻しの手続きは、エコプラザ多摩（資源循環推進課清掃担当）にて受付を行います。各取扱店で払い戻しが行われることはありません。市民や事業者より袋の返品、返金等の申し出があった場合には、エコプラザ多摩（042-338-6836）に相談するようご案内をお願いします。

## (2)ごみ袋の交換

例えば、家庭系の燃やせるごみ袋（40ℓ） 1セットと家庭系の燃やせないごみ袋（40ℓ） 1セットの交換のように、等価交換で、かつレシート等の持参により取扱店で購入したことが確認できるような場合で、各取扱店舗で交換の対応が可能な時はごみ袋の交換に応じていただいで問題ありません。

手数料が等価にならないごみ袋の交換や、取扱店での購入の確認が取れない場合は、上記の手数料の払い戻し同様、エコプラザ多摩をご案内ください。

## 9. 業務委託内容の変更及び契約の解除について

### (1) 契約変更

取扱品目に変更が生じた場合など、契約変更の手続きが必要な場合があります。その際は市から契約変更についてご連絡いたしますので手続きをお願いいたします。

また、代表者や店舗の住所、電話番号等が変わった場合は、速やかに「代表者等変更届」のご提出をお願いします。フランチャイズ経営等の取扱店で、契約者様に変更になる場合は、契約を一度解除し、新たな契約者様と契約の締結が必要になります。

### (2) 契約解除

事業の廃止等の理由により有料指定袋やごみ袋の取扱いを廃止する場合には、原則、解除予定日の90日前までに「契約解除の申し出」の提出をお願いいたします。

なお、有料指定袋や処理券の在庫分については、現物を引き取りのうえ精算を行います。

## 10. 問い合わせ先

多摩市環境部資源循環推進課清掃担当

TEL 042-338-6836

〒206-0024 多摩市諏訪6-3-2 エコプラザ多摩

第 1 号様式

整理番号

令和 年 月 日

多摩市長 殿

## 多摩市廃棄物処理手数料収納事務取扱申込書

取扱いを行う 店舗等の所在地	
会社名又は商号 (屋号)	
フリガナ 氏名又は代表者	印
業種	
電話番号	
事業開始年月	年 月
休業日	毎週 曜日 ・ 隔週 曜日 ・ 毎月第 曜日 その他 ( ) ・ 年中無休
営業時間	午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで その他 ( ) ・ 24時間営業
従事者数	人 (うち取扱店の従事人数 常時 人)

上記のとおり申し込みます。

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

電話番号

FAX番号



第 2 号様式

取扱店番号	No.
-------	-----

令和 年 月 日

多摩市廃棄物処理手数料収納事務取扱店設置届

多摩市長 殿

多摩市収納事務受託者

所在地

社名（商号）

代表者（氏名）

印

令和 年 月 日付、第 号にて、締結した多摩市廃棄物処理手数料の収納及び家庭系廃棄物有料指定袋等の交付に関する業務委託契約に基づく廃棄物処理手数料収納事務取扱を行う店舗等を下記のとおり届出ます。

記

所在地	
店舗等の名称（屋号）	
電話番号	
その他	

第3号様式

取扱店番号	No.
-------	-----

令和 年 月 日

## 代理人届

多摩市長 殿

多摩市収納事務受託者

所在地

社名（商号）

代表者（氏名）

印

※法人の場合は、代表印（契約書と同様の印鑑）で届出てください。

令和 年 月 日付、第 号にて締結した多摩市廃棄物処理手数料の収納及び家庭系廃棄物有料指定袋等の交付に関する業務委託契約に関わる報告等に際して、下記の物に一切の権限を委任します。

## 記

所在地	
店舗等の名称（屋号）	
役 職	
氏 名	
使用印鑑 （代理人の方が実際に使用する印鑑を押印してください）	

第 4 号様式

取扱店番号	No.
-------	-----

令和 年 月 日

使用印鑑届

多摩市長 殿

多摩市収納事務受託者

所在地

社名（商号）

代表者（氏名）

印

令和 年 月 日付、第 号に手締結した多摩市廃棄物処理  
手数料の収納及び家庭系廃棄物有料指定袋等の交付に関する業務委託契約に関わる報告等に  
際して、下記の印鑑を使用します。

記

使用印鑑

第5号様式

取扱店番号	No.
-------	-----

令和 年 月 日

### 代表者等変更届

多摩市長 殿

多摩市収納事務受託者

所在地

社名(商号)

代表者(氏名)

印

下記のとおり変更しましたので、お届けします。

(該当する者に○をつけて下さい)

- 1 組織 —      2 商号又は名称      3 代表者      4 代理人      5 所在地  
6 印鑑      7 電話番号      8 その他

変更事項	新		旧	
1 実印 2 使用印 3 代理人印				

第6号様式

取扱店番号	No.
-------	-----

令和 年 月 日

## 契約解除の申し出

多摩市長 殿

多摩市収納事務受託者

所在地

社名（商号）

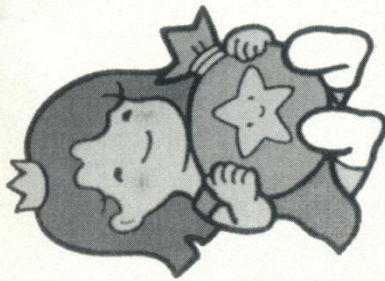
代表者（氏名）

印

年 月 日付、第 号にて締結した多摩市廃棄物処理手数料の収納及び家庭系廃棄物有料指定袋等の交付に関する業務委託契約を下記の理由により解除したく、申し出ます。

記

契約解除の申し出を行う理由	
契約解除予定日	令和 年 月 日



エコ三ちゃん

多摩市

家庭系ごみ有料指定袋

取扱店



エコくん

【見本】

資料 8

3 5 0

多摩市家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物有料指定袋等発注書  
(FAX専用)

大倉工業株式会社 東京支店 行 FAX 186-0120-998-530

ご依頼主	取扱店番号	1	3	2	2	4	-	7	0	0	1	取扱店印
	取扱店名	エコプラザ多摩										
	電話番号					発注日	年 月 日					

下記の通り発注します。 ※発注締切り 配送日の前日 正午 12:00迄

品名		種類	商品番号		発注数		単位
家庭廃棄物有料指定袋	燃やせるごみ用 1箱25袋(250枚)入	ミニ袋 5L	1	1			箱
		小袋 10L	1	2			箱
		中袋 20L	1	3			箱
		大袋 40L	1	4			箱
	燃やせないごみ用 1箱25袋(250枚)入	小袋 10L	2	1			箱
		中袋 20L	2	2			箱
		大袋 40L	2	3			箱
		ミニ袋 5L	2	4			箱
	プラスチック用 1箱25袋(250枚)入	20L	3	1			箱
		40L	3	2			箱

\*発注は各々の単位でお願いします。

\*ご質問、及びご注文の確認等は、下記までご連絡願います。

問合せ先：大倉工業株式会社 東京支店環境製品課

電話番号 03-6912-5091

(受付時間 9:30~12:00, 13:00~17:00)



3 5 0

多摩市家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物有料指定袋等発注書  
(FAX専用)

大倉工業株式会社 東京支店 行 FAX 186-0120-998-530

ご依頼主	取扱店番号	1	3	2	2	4	-	7	0	0	1	取扱店印
	取扱店名	エコプラザ多摩										
	電話番号					発注日	年 月 日					

下記の通り発注します。 ※発注締切り 配送日の前日 正午 12:00迄

品名		種類	商品番号	発注数	単位
家庭廃棄物有料指定袋	燃やせるごみ用 1箱25袋(250枚)入	ミニ袋 5L	1 1		箱
		小袋 10L	1 2		箱
		中袋 20L	1 3		箱
		大袋 40L	1 4		箱
	燃やせないごみ用 1箱25袋(250枚)入	小袋 10L	2 1		箱
		中袋 20L	2 2		箱
		大袋 40L	2 3		箱
	プラスチック用 1箱25袋(250枚)入	ミニ袋 5L	2 4		箱
		20L	3 1		箱
		40L	3 2		箱
事業系一般廃棄物 有料指定袋	燃やせるごみ	1セット5袋(100枚)	M袋 20L	4 1	セット
		1セット5袋(50枚)	L袋 40L	4 2	セット
	燃やせないごみ	1セット5袋(100枚)	M袋 20L	5 1	セット
		1セット5袋(50枚)	L袋 40L	5 2	セット
処理券	粗大ごみ処理券 1セット(5シート=50枚)	200円券	6 2		セット
		400円券	6 3		セット
	し尿処理券 1セット(5枚)	250円券	7 1		セット
		500円券	7 2		セット
		1,000円券	7 3		セット

\*発注は各々の単位でお願いします。

\*ご質問、及びご注文の確認等は、下記までご連絡願います。

問合せ先：大倉工業株式会社 東京支店環境製品課

電話番号 03-6912-5091 (受付時間 9:30~12:00, 13:00~17:00)





## 資料 10

	種別	JANコード (内装)	JANコード (外装)
家庭系廃棄物有料指定袋	燃やせるごみ ミニ袋	49 05206 18331 0	49 05206 18335 8
	燃やせるごみ 小袋	49 05206 18332 7	49 05206 18336 5
	燃やせるごみ 中袋	49 05206 18333 4	49 05206 18337 2
	燃やせるごみ 大袋	49 05206 18334 1	49 05206 18338 9
	燃やせないごみ ミニ袋	49 05206 23469 2	49 05206 23470 8
	燃やせないごみ 小袋	49 05206 23444 9	49 05206 23455 5
	燃やせないごみ 中袋	49 05206 23445 6	49 05206 23456 2
	燃やせないごみ 大袋	49 05206 23446 3	49 05206 23457 9
	プラスチック中袋	49 05206 23447 0	49 05206 23458 6
	プラスチック大袋	4 905206 236009	49 05206 236016
事業系一般廃棄物 有料指定袋	燃やせるごみM袋200	なし	49 05206 23462 3
	燃やせるごみL袋400	なし	49 05206 23463 0
	燃やせないごみM200	なし	49 05206 23464 7
	燃やせないごみL400	なし	49 05206 23465 4
粗大ごみ 処理券	粗大ごみ処理券200円券	49 05206 12903 5	なし
	粗大ごみ処理券400円券	49 05206 12904 2	なし

第8号様式の6 (第30条の3関係)

平成 年 月 日

多 摩 市 長 殿

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称

電 話 番 号 ( ) -

## 事業系一般廃棄物処理依頼書

下記の事業系一般廃棄物の処理を依頼します。

記

区 分	燃やせるごみ用	燃やせないごみ用	手 数 料
M 袋 (20ℓ用・20枚入り)	セット	セット	円
L 袋 (40ℓ用・10枚入り)	セット	セット	円
合 計			円

多摩市収納事務受託者

印

(多摩市提出用)

第 7 号様式

取扱店番号	No.
-------	-----

令和 年 月 日

領 収 印 使 用 届

多摩市長 殿

多摩市収納事務受託者

所在地

社名 (商号)

代表者 (氏名)

印

令和 年 月 日付、第 号にて締結した多摩市廃棄物処理  
手数料の収納及び家庭系廃棄物有料指定袋等の交付に関する業務委託契約に関わる領収印に  
際しては、下記の印鑑を使用します。

記

領 収 印

第 8 号様式

取扱店番号	No.
-------	-----

令和 年 月 日

### 領収印変更届

多摩市長 殿

多摩市収納事務受託者

所在地

社名 (商号)

代表者 (氏名)

印

令和 年 月 日付、第 号にて締結した多摩市廃棄物処理  
手数料の収納及び家庭系廃棄物有料指定袋等の交付に関する業務委託契約に関わる領収印に  
際しては、下記の印鑑を使用します。

記

領収印 (新)	領収印 (旧)

